

北洋ATMカードローン契約規定（当座貸越契約）

第1条(契約の成立)

北洋ATMカードローン契約規定(以下「この規定」という)の定めるところによる当座貸越の契約を、北洋ATMカードローン契約(以下「この契約」という)といい、この契約は本カードローン用普通預金口座(以下「指定預金口座」という)を持つお客さまが指定預金口座のキャッシュカードを利用して株式会社北洋銀行(以下「銀行」という)所定の預金お預け入れ・お引出しおよび残高照会などの取引が可能な機器(以下「自動機」という)により申し込み、銀行がこれを承諾したときに成立します。

第2条(取引方法)

- この規定による当座貸越取引(以下「この取引」という)は前条で特定される指定預金口座における取引に付帯し、その指定預金口座で行うものとし
ます。
- この取引は、別に定めるキャッシュカード規定、ICキャッシュカード特約、デビットカード取引規定および北洋ATMカードローン・カード規定に定める方法によるか、次条に定める自動融資によるものとし
ます。
- お客さまが銀行の国内本支店に複数の普通預金口座をお持ちの場合でも、この取引が行える指定預金口座は1口座のみとし
ます。

第3条(自動融資)

- 指定預金口座が、口座振替等により資金不足となったときはその不足相当額を当座貸越により貸し出し、自動的に指定預金口座へ入金します(以下「自動融資」という)。ただし、指定預金口座の資金不足が第8条または第9条の返済による場合を除きます。自動融資により当座貸越金を指定預金口座へ入金する場合には、カードの呈示、または銀行所定の請求書の提出は不要とし
ます。
- 前項の自動融資は、指定預金口座に他の当座貸越契約がある場合には、その当座貸越の利用限度を超えた金額について行うものとし
ます。
- 指定預金口座に同日に数件の口座振替の請求があり、資金の不足額が自動融資をすることの出来る額を超えているときは、そのいずれの口座振替請求額相当分を自動融資するかは銀行の任意とし
ます。
- 前項によって万一生じた損害については、借主が負担し
ます。

第4条(貸越極度額)

- 北洋ATMカードローンの貸越極度額(以下「極度額」という)は、「お取引明細」の記載金額もしくは「北洋ATMカードローンご契約内容のご案内」の記載金額とし
ます。
- 銀行は、前項にかかわらず、取引の利用状況、借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により極度額を増額または減額(極度額を0にすることを含みます)することができるとし
ます。なお、この場合、銀行は借主に対して変更内容を通知するものと
し
ます。

第5条(利用限度額)

- 銀行および保証会社は、借主の信用状況に関する審査により、貸越極度額を上限として利用限度額を定めます。借主は、利用限度額の範囲内で繰返し借入ができます。
- 次の各号のいずれかにあたる場合、銀行および保証会社は利用限度額を減額(利用限度額を0にすることを含む)することができるものと
し
ます。
 - 本契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
 - 信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められたとき。
 - 銀行から借主にあてた通知が届出の住所に到着しなくなったとき。
- 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められた場合、銀行および保証会社は貸越極度額を上限として利用限度額を増額することができるものと
し
ます。
- この取引にかかる利用限度額変更に関しては、銀行から通知するものと
し
ます。

第6条(取引期限)

- この契約による取引の期限は、極度額を設定した日が属する月の1年後の応当月末日を期限とし
ます。
- 前項の期限が到来した場合は、期限までに借主または銀行から書面によりその期限を延長しない旨の申し出をしたときを除き、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とし
ます。
- 前項の期限延長に関し、銀行が審査等のために資料の提供又は報告を求めたときは、借主はこれに応じるものと
し
ます。
- 期限までに当事者の一方から書面により期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は、次によることとし
ます。
 - 期限が満了しても、借主の銀行に対する貸越元利金(損害金を含む)がある場合には、この契約の効力は存続するものとし、貸越元利金(損害金を含む)はこの契約の定めに従い返済し、貸越元利金(損害金を含む)を完済した日に、この契約は当然に解約されるものと
し
ます。ただし、新たな当座貸越は受けられ
ま
せん。
 - 期限に貸越元利金(損害金を含む)がない場合には、その翌日にこの契約は当然に解約されるものと
し
ます。
- 前第1項にかかわらず、取引の期限は借主の満65歳の誕生日以降に到来する取引期限によって満了することとし、その後の手続きは前項と同様とし
ま
す。

第7条(貸越利息、損害金等)

- 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)に銀行所定の利率ならびに方法により計算し、貸越元金に組み入れるものと
し
ます。
- 前項の組み入れにより極度額を超える場合には、銀行から請求ありしだい、借主は直ちに極度超過額を支払います。
- 貸越利率は「お取引明細」の記載利率もしくは「北洋ATMカードローンご契約内容のご案内」の記載利率と
し
ます。但し、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行はあらかじめ店頭表示その他相当の方法で公表することにより、貸越利率を変更することができるものと
し
ます。
- 銀行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対して年14.6%(年365日の日割計算)の割合による損害金を支払います。

第8条(返済方法)

この取引にもとづく貸越残高の毎月の返済額は、毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)に基準貸越残高に応じて次の通りと
し
ます。基準貸越残高は毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)の前日の貸越残高と
し
ま
す。

基準貸越残高	返済方法	毎月10日(銀行休業日の場合は翌営業日)に返済する返済額
1千円未満※1		貸越残高※2
1千円以上2千円未満		1千円
2千円以上10万円以下		2万円
10万円超100万円以下		基準貸越残高が10万円増すごとに2千円を追加 (例10万円超20万円以下の場合4千円、 20万円超30万円以下の場合6千円
100万円超～		3万円

※1) 貸越残高が0円で、貸越利息が組入れとなる場合を含みます。

※2) 貸越利息組入れ後の貸越残高が、1千円以上の場合には、1千円となります。

第9条(返済の自動引落)

- 借主は、各返済日までに前条による各返済額相当額を指定預金口座に預け入れておくものと
し
ます。
- 銀行は、各返済日に通帳、請求書によらず指定預金口座から払戻しのうえ、毎回の返済にあて
ま
す。ただし、指定預金口座の残高が毎回の返済額または返済遅延分に満たない場合には、銀行はその一部返済にあてる取扱いはしないものと
し
ま
す。
- 万一預け入れが遅延した場合には、預け入れがあった後銀行はいつでも前項と同様の取扱いにより、返済にあてることができるものと
し
ま
す。
- 前3項の手続において、ほかに支払い請求があった場合は銀行に対する他の返済約定がある場合には、この支払または返済の順序については銀行の任意と
し
ま
す。

第10条(直接返済)

- 第8条および前条による返済のほか、当座貸越を直接返済する方法により、随時に任意の金額を返済することができるものと
し
ま
す。この場合、借主はキャッシュカードを使用して自動機を操作するか、あるいは、直接銀行の店頭申し出る方法により行うものと
し
ま
す。
- 直接返済は現金通貨のみ取扱うものと
し
ま
す。
- 返済額が貸越残高相当額を超える場合には、その超える金額は指定預金口座へ入金いたし
ま
す。
- 自動融資により当座貸越が発生し、その当日に指定預金口座への入金および記帳処理が行われた場合は、その当日に発生した自動融資による貸越金額を限度とし貸越金の返済に充当するものと
し
ま
す。ただし、受け入れていた証券類がその当日に資金化された場合、または、処理上の日付がその当日であっても現実の入金および通帳処理がその当日になされなかった場合は、この限りではあり
ま
せ
ん。

第11条(即時支払)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの請求がなくとも、この契約による貸越元利金の全額を直ちに支払うものとし
ま
す。
 - 第8条に定める返済を遅延し、銀行からの書面による督促にもかかわらず、翌々月の返済日までに返済額相当額を返済しなかったとき。
 - 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 借主の銀行に対する預金その他の債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 行方不明となり、銀行から借主にあてた通知が届出の住所に到着しなくなったとき。
 - この取引において保証を行っている保証会社から保証の取消または解除の申し出があったとき。
- 次の場合には、借主は銀行からの請求によって、この契約による貸越元利金の全額を直ちに支払うものと
し
ま
す。
 - 借主が、この取引以外の銀行に対する債務の一部でも期限に履行しなかったとき。
 - 借主が銀行との取引約定の一つにでも違反したとき。
 - この取引に関し、借主が銀行に虚偽の届出、資料提供または報告をしたことが銀行において判明したとき。
 - 前各号のほか、借主の信用状態・行為能力等に著しい変化が生じるなど貸越元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第12条(反社会的勢力の排除)

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いた
し
ま
す。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いた
し
ま
す。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準じる行為
- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行からの請求によって、この契約による貸越元利金の全額をただちに返済するものと
し
ま
す。
- 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、借主は銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負うものと
し
ま
す。

第13条(減額・中止・解約等)

- 1.前2条各号の事由が生じた場合には、第6条にかかわらず、銀行は書面による通知によりいつでもこの契約を解約し、もしくはこの契約による貸越取引を中止し、また貸越極度額を減額することができるものとします。
- 2.第4条第2項または前項により、この取引の極度額が減額された場合には、借主はただちに減額後の極度額を超える貸越元利息を支払うものとします。
- 3.この契約が解約された場合には、借主はただちに貸越元利息の全額を支払うものとします。
- 4.本規定第7条の支払利息及び本規定第8条に定める返済が遅延している場合は新たな貸越を受けることができないものとします。

第14条(銀行からの相殺)

- 1.銀行は、この契約による借主の債務のうち、弁済期にある債務並びに第11条もしくは第12条によって返済しなければならない貸越元利息全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、銀行は預金等の払戻しおよび債務の弁済充当の結果を、書面により借主に通知するものとします。
- 2.前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年365日とし日割で計算します。

第15条(借主からの相殺)

- 1.借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 2.前項によって相殺する場合には、相殺実行の日には相殺通知が銀行に到達した日によります。この場合、銀行への相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は直ちに銀行に提出するものとします。
- 3.第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによります。

第16条(債務の返済等にあてする順序)

- 1.銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があり、うち一つでも返済の遅延が生じているときなど、銀行の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合においては、銀行はどの債務との相殺にあてるか指定することができ、借主は、その指定に対し異議を述べないものとします。
- 2.借主から返済または相殺をする場合には、この契約による債務のほかに銀行取引上のほかの債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを書面による通知をもって指定することができます。なお借主がどの債務の返済または相殺にあてるか指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 3.借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況などを考慮してどの債務の返済または相殺にあてるか指定することができます。この場合、銀行は借主に返済または相殺結果を通知するものとします。
- 4.第2項のなお書または第3項による場合には、借主の期限未到来の債務については、その期限が到来したものとして、銀行は相殺により債務充当の順序方法を指定することができるものとします。

第17条(代り証書等の差し入れ)

事変・災害等やむを得ない事情によって証書その他書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済するものとします。なお、銀行から請求がある場合、借主はただちに代り証書等を差し入れるものとします。この場合に生じた損害については、銀行の責めに帰すべき場合を除き、借主の負担するものとします。

第18条(印鑑照合)

銀行が、この取引において諸届その他の書類に使用された印影を指定預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第19条(費用の負担)

借主に対する権利の行使または保全に関する費用は借主が負担するものとします。

第20条(届出事項)

- 1.氏名、住所、指定預金口座の印鑑、電話番号、その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主はただちに銀行に書面で届け出るものとします。
- 2.借主が前項の届出を怠ったり、銀行からの通知を受領しない等借主の責めに帰すべき事由により、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて発送した通知または送付書類が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第21条(成年後見人等の届出)

- 1.家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を、書面によって届け出るものとします。
- 2.家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、ただちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を、書面によって届け出るものとします。
- 3.すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出るものとします。
- 4.前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に届け出るものとします。
- 5.前4項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第22条(報告および調査)

- 1.借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、借主の財産、債務、経営、業況、勤務先、収入等について銀行が調査に必要と認める資料を提供し、もしくは報告をなし、またこれらに関する銀行の調査に必要な便益を提供するものとします。
- 2.借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのある時は、銀行に報告するものとします。

第23条(住民票等の取得同意)

債権保全等の理由で銀行が必要と認めた場合、借主は銀行が借主の住民票の写し等を取得することに同意します。

第24条(契約規定の変更)

金融情勢その他の変化またはその他相当事由があると認められる場合に、銀行は、本契約規定について変更内容および変更日をあらかじめ店頭表示その他相当の方法により借主に通知することで、変更できるものとします。

第25条(債権の譲渡)

銀行は、将来この契約により借主に対して有する債権を他の金融機関等に譲渡することができます。

第26条(合意管轄)

この契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

北洋ATMカードローン・カード規定

北洋ATMカードローン(以下「カードローン」という)契約の付帯する普通預金(総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ)口座について発行するキャッシュカード(以下「カードローン・カード」という)は、預金のお預け入れ・お引出しおよび振込などの取引が可能な機器(以下「自動機」という)を使用して、1枚で北洋ATMカードローン契約規定に定める取引(以下「カードローン取引」という)とキャッシュカード規定に定める取引(以下「キャッシュカード取引」という)の双方に利用することができます。

- 1.カードローン・カードは、次のカードローン取引を行う場合に利用することができます。
 - (1)銀行の自動機を使用して当座貸越を直接返済する場合(自動機では「カードローン任意返済」と表示します)。
 - (2)銀行の自動機を使用して、普通預金残高を減少させずに当座貸越により直接借り入れる場合(自動機では「カードローンお引出し」と表示します)。
- 2.カード規定による代理人カードを用いてカードローン取引を行うことはできません。
- 3.カードローン・カードに付帯したカードローンの有効期限は、北洋ATMカードローン契約規定に定める取引期限とします。なお、北洋ATMカードローン契約の取引期限を延長した時は付帯したカードローンの有効期限を自動的に延長します。
- 4.自動機による1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内としますが、適用はカードローン・カードを単位とします。
- 5.この規定に定めのない事項については、別に定めるキャッシュカード規定、デビットカード取引規定、北洋ATMカードローン契約規定により取扱いします。

私は、ノースパシフィック株式会社から「保証」が得られない場合は、東京中央信用保証株式会社に保証依頼することに同意します。また、再度保証依頼が行われるか否かは株式会社北洋銀行の任意となることに同意します。

保証委託約款

私は、株式会社北洋銀行（以下「貴行」という）との「北洋ATMカードローン契約規定（当座貸越契約）」（以下「原契約」という）に基づく債務の保証をノースパシフィック株式会社または東京中央信用保証株式会社（以下「保証会社」という）に委託することについて、次の各条項を確約します。

第1条（委託の範囲）

- 私が保証会社の保証を委託する債務の範囲は、原契約にもとづき私が貴行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務とします。ただし、保証会社が貴行との間で、保証の対象となる借入金の限度額等の制限を設けた場合は、制限の範囲内で保証が行われ、また、制限の範囲内に保証内容が変更されても異議ありません。なお、保証内容の変更があった場合でも、私が既に原契約にもとづき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる保証会社の保証債務は、免責事由が生じた場合を除き存続します。
- 原契約の内容が変更されたときは、本契約にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
- 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をした後、私と貴行の間で原契約が締結されたときに成立するものとします。
- 本契約にもとづく保証委託の有効期限は、私と貴行との間の原契約の取引期限と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、当然に本契約も更新され、または本契約にもとづく保証委託の期間も延長されるものとします。

第2条（債務の弁済）

保証会社の保証を得て貴行から融資を受ける場合、私は、原契約の各条項を遵守し、期日には元利金ともに相違なく支払い、保証会社に一切負担をかけません。

第3条（保証の解除）

- 原契約または本契約にもとづく保証委託の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、私は、保証会社が本契約にもとづき決定した保証を解除されても異議ありません。
- 保証債務が履行済みであるか否かを問わず、保証会社の保証債務が免責される事由が生じた場合、私は、保証会社が既に負担した保証債務を免れても異議ありません。
- 前項により保証を解除された場合でも、私が既に原契約にもとづき借入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務にかかる保証会社の保証債務は、前項の免責事由が生じた場合を除き存続します。

第4条（代位弁済）

- 保証会社が貴行から保証債務の履行を求められた場合、私は、保証会社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
- 保証会社が貴行に対して代位弁済をした場合、私は、貴行が私に対して有していた一切の権利が保証会社に継承されることに異議ありません。
- 前項により保証会社が継承した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第5条（求償権）

- 前条により保証会社が貴行に対して代位弁済した場合、私は次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額を直ちに保証会社に支払います。
 - 前条により保証会社が代位弁済した全額。
 - 保証会社が代位弁済のために要した費用の総額。
 - 前号①、②の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行を完了する日まで、年14.6%の割合（年365日の日割計算。ただし、うるう年の場合、年366日の日割計算）による遅延損害金。
 - 保証会社が私に対し、前号①から③の金額を請求するために要した費用の総額。

第6条（求償権の事前行使）

- 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。
 - 貴行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
 - 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。
 - 租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 原契約または本契約の条項に違反したとき。
 - その他債権保全のため保証会社が必要と認めたとき。
- 保証会社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や、求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

第7条（反社会的勢力の排除）

- 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

第8条（弁済の充当順序）

私の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は保証会社が適当と認める方法により充当されても異議ありません。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第9条（通知義務等）

- 私の財産、経営、職業、地位、業況等について保証会社から求められた場合、私はただちに通知し、資料閲覧等の調査に協力いたします。
- 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、ただちに通知し保証会社の指示に従います。
- 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私はただちに保証会社に届出いたします。
- 私が前項の届出を怠ったため、保証会社が、私から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を送付した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第10条（成年後見人等の届出）

- 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名・その他必要な事項を書面によって保証会社に届出いたします。
- 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、ただちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって保証会社に届出いたします。
- 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前項1、2と同様に届出いたします。
- 私またはその代理人は、前項1から3の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出いたします。
- 前項1から4の届出の前に生じた損害については、保証会社に一切負担をかけません。

第11条（公正証書の作成）

私は、保証会社の請求があるときは、ただちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きを行います。

第12条（管理・回収業務の委託）

私は、保証会社が私に対して有する債権の管理・回収業務を「債務管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することに異議ありません。

第13条（債権の譲渡）

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡することに異議ありません。

第14条（規約の変更）

金融情勢その他の変化またはその他相当事由があると認められる場合に、保証会社は本約款について変更内容および変更日をあらかじめ銀行の店頭表示その他相当の方法により私に通知することで、変更できるものとします。

第15条（費用の負担）

私は保証会社が債権保全のために要した費用、ならびに第5条および第6条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。なお、以上の費用の支払いは保証会社の所定の方法に従います。

第16条（管轄裁判所の合意）

私は、本契約に関しての訴訟、調停および和解については、訴額にかかわらず保証会社本支店（営業所も含む）所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

ノースパシフィック株式会社

札幌市中央区南8条西8丁目523番地

東京中央信用保証株式会社

東京都中央区新川2丁目27番1号

北洋ATMカードローン
個人情報の取扱いに関する同意事項

株式会社 北洋銀行 御中
(保証委託先) ノースパシフィック株式会社御中
東京中央信用保証株式会社御中

私は、以下の事項に同意のうえ、株式会社北洋銀行(以下、銀行という。)に
ローンを申込み(その他諸契約の締結を含む。以下、本申込みという)ます。
また、ノースパシフィック株式会社または東京中央信用保証株式会社(以下、
保証会社という。))に保証委託を申込み(その他諸契約の締結を含む。以下、
本委託という)ます。

個人情報の利用目的等に関する同意

第1条(個人情報の利用目的)

私は、銀行が個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)
に基づき、私の個人情報を下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲
で利用することにつき、これを認識し理解したうえで同意します。

業務 内容	○預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随 する業務 ○投信販売業務、保険窓販業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、 法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 ○その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが 認められる業務を含む)
利 用 目 的	(1)銀行および銀行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利 用目的で利用いたします。 ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため ②犯罪収益移転防止法に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスを ご利用いただく資格等の確認のため ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理の ため ④融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当 性の判断のため ⑥与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合 等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合 等において、委託された当該業務を適切に遂行するため ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため ⑨市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービス の研究や開発のため ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため ⑬銀行および北洋銀行グループの各種リスクの把握および管理のため ⑭取得した閲覧履歴等の情報を分析して、行動・関心に応じた新商品・サービス に関する広告のため ⑮取得した行動履歴等の情報を分析し、その結果を第三者へ提供するため ⑯その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため (2)特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該 利用目的以外で利用いたしません。 ①銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた 資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力 の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。 ②銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療 または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営 その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。 (3)銀行は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により 個人情報を利用いたしません。

※ダイレクトメールや電話による金融商品やサービスに関する各種ご提案のための
利用は取り止めることができますので窓口へお申し付けください。
(その他個人情報の取扱いに関するご確認)
・前記融資業務において、債権が債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等
に移転されることがあります。その場合、個人情報は債権譲渡または証券化のた
めに必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社
等へ提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されます。
・前記融資業務において、債権がサービサー等へ債権管理回収業務の委託が行われ
ることがあります。
その場合、個人情報は債権の管理回収業務に伴って業務上必要な範囲内で、委託先
であるサービサー等へ提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されます。

第2条(個人情報の収集・保有・利用)

- 1.私は、私と融資を行う銀行との間の当座貸越契約または保証会社との保証
委託契約(以下、これらの契約を総称して本契約といいます)および本契
約以外の契約に係る保証会社との取引の与信判断及び与信後の管理の
ため、以下の情報(以下、これらを総称して個人情報といいます)を保証会
社が保護措置を講じたうえで以下の各条項(以下、本規約といいます)により
収集・保有・利用することに同意します。
(1)銀行に届出した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、
家族構成、住居状況等申込ならびに連帯保証人の属性に関する情報
(これら全ての変更情報を含みます)
(2)契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、毎月の支払金
額、支払方法、振替口座等本契約の内容に関する情報
(3)本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等、取引の現
在の状況および履歴に関する情報
(4)私の支払能力を調査するため又は支払途中における支払能力を調査
するため、私が申告した資産、負債、収入、支出に関する情報
(5)本契約に関し、保証会社が私の運転免許証、個人番号カード等の提示
を求め、記載内容を確認し記録すること、又は写しを入手することにより
得た本人確認を行うための情報
(6)本契約に関する与信判断・与信後の管理及び本人確認のため、保証会
社が必要と認める場合に、私の住民票等を当社が取得・利用することに
より得た情報
2.私は保証会社が保証会社の事務(コンピューター事務、回収業務およびこ
れらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、保証会社が個人
情報の保護措置を講じたうえで前項1により収集した個人情報を当該業
務委託先に預託することに同意します。

第3条(個人情報の与信関連業務以外の利用)

私は、保証会社の信用保証業務、信用調査業務、銀行からの委託を受けた
金銭債権書類の管理・保管・入出庫および事務代行業務、その他これらに付随
する業務の下記の目的のために第2条1項(1)(2)の個人情報を利用すること
に同意します。

- ①取引上必要な各種郵便物の送付
②市場調査等研究開発
③金融商品やサービスの各種ご提案

第4条(個人信用情報機関の登録・利用等)

- 1.私は、銀行または保証会社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力
・返済能力に関する情報の収集および会員に対する当該情報の提供を
業とするもの)および当該機関と提携する個人信用情報機関に、私を特定
するための情報(氏名、生年月日、電話番号、住所等)を提供し、私の個人
情報(同機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報
のほか、特定機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含
む)を照会すること、および私の個人情報が登録されている場合には、銀行ま
たは保証会社が銀行法施行規則第13条の6の6等により私の支払能力・返
済能力の調査(全国銀行個人信用情報センターは転居先の調査を含む)・
与信後の管理の目的のために限り、それを利用することに同意します。
2.私は、私の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、銀行ま
たは保証会社の加盟する個人信用情報機関に第6項に定める期間登録さ
れ、銀行または保証会社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提
携する個人信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力・返済能力に関
する調査のために利用されることに同意します。
3.私は以下の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情
報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報
の保護と適正な利用確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機
関及びその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
また、銀行または保証会社の加盟する個人信用情報機関が、当該機関及び
提携個人信用情報機関の加盟会員による私の支払能力・返済能力の調査
に資することを目的に、保有する個人情報を以下のとおり利用すること、お
よび加盟会員に提供することに同意します。

(1)個人信用情報機関が保有する個人情報

個人信用情報機関は、以下の個人情報を保有します

- ①第6項により、銀行および保証会社を含め、個人信用情報機関の加盟
会員から提供を受けた情報
②個人信用情報機関が収集した①以外の情報
③個人信用情報機関が、保有する個人情報に分析等の処理を行い算
出した数値等の情報、その関連情報

(2)個人信用情報機関による個人情報の利用

銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関は、保有する個人
情報を以下のとおり利用します。

- ①個人情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を
適切に実施するための処理
②個人情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
(3)個人信用情報機関による加盟会員に対する個人情報の提供
個人信用情報機関は、個人情報(①①②③)を加盟会員へ提供しま
す。また、個人情報(①①)を、提携信用情報機関を通じてその加盟会
員へ提供します。

4.銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関

(1)個人信用情報機関の名称および問合せ窓口

名 称	電話番号等問合せ窓口・ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター ※主に金融機関とその関係会社を会員 とする個人信用情報機関	TEL 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
株式会社シー・アイシー(CIC) ※主に制賦販売等のクレジット事業を営む 企業を会員とする個人信用情報機関	TEL 0570-666-414 https://www.cic.co.jp/ ※株式会社シー・アイシーの個人情報の利用目的 および利用方法、同社が実施する「クレジット・ ガイダンス」については上記同社のホームページ をご覧ください。
株式会社日本信用情報機構(JICC) ※主に貸金業、クレジット事業、リース事 業、保証事業、金融機関事業等の与 信事業を営む企業を会員とする個人 信用情報機関	TEL 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/

(2)加盟する個人信用情報機関

	全国銀行個人信用 情報センター	(株)シー・アイ・シー (CIC)	(株)日本信用情報 機構(JICC)
銀行	○	○	○
ノースパシフィック(株)	○	○	○
東京中央信用保証(株)		○	○

- 5.銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関及び提携個人信用情
報機関の名称、問い合わせ電話番号等は上記のとおりです。また、本契約
期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別
途、書面により通知し、同意を得るものとします。

6.登録情報および登録期間

(1)全国銀行個人信用情報センター

- ①氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便物不着の有無等を含む)、
電話番号、勤務先等の本人情報
・下記②～⑥の情報のいずれかが登録されている期間
②借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状
況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む)
・契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年
を超えない期間
③銀行が個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込
みの内容等
・当該利用日から1年を超えない期間
④官報情報
・破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨
・当該調査中の期間
⑥本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報
・本人から申告のあった日から5年を超えない期間

(2)株式会社シー・アイ・シー

- ①本契約の申込みに係る事実(本人を特定するための情報および申込みの事実)
 - ・ 個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
 - ②本契約に係る事実(本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実)
 - ・ 契約期間中および契約終了後5年以内
 - ③②の本契約に係る事実(本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実)に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合
 - ・ 契約期間中およびv 契約終了後5年間
- 上記①②③により、銀行または保証会社が登録する個人情報は下記のとおりです。

本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)、申込・契約内容に係る情報(契約の種類、申込日、契約日、契約額、商品名、支払回数、等)、支払い等に係る情報(請求額、入金額、利用残高、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)

(3)株式会社日本信用情報機構

- ①本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)
 - ・ 下記②～④の情報のいずれかが登録されている期間
 - ②契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)
 - ・ 契約継続中および契約終了後5年以内
 - ③取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)
 - ・ 契約継続中および契約終了後5年以内。ただし、債権譲渡の事実に係る情報については、当該事実の発生日から1年以内
 - ④銀行が個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等
 - ・ 照会日から6ヶ月以内
- ※全国銀行個人信用情報センターと(株)シー・アイ・シーと(株)日本信用情報機構は相互に提携しています。

7.開示等の手続

個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各々の個人信用情報機関で行います(銀行および保証会社ではお取り扱いできません)。

第5条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第2条に基づき当該契約の不成立の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

銀行と保証会社の間での個人情報の提供

私は、本申込みおよび本取引にかかる情報を含む私に関する下記情報が、保証委託先である保証会社における、本申込の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他私との取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行より保証会社に提供されることを同意します。

- 1.氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報
- 2.銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報
- 3.銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、私の銀行における取引情報(過去のものを含む)
- 4.延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報
- 5.銀行が保有する私の情報
- 6.銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

また、本申込みおよび本取引にかかる情報を含む私に関する下記情報が、銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、本取引および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案その他、私との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より銀行に提供されることを同意します。

- 1.氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報
- 2.保証会社での保証審査の結果に関する情報
- 3.保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
- 4.保証会社における、保証残高情報、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
- 5.保証会社が保有する私の情報
- 6.銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報
- 7.代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

本同意条項に不同意の場合

銀行は、私が本同意条項の全部または一部を承認できない場合、当該ローンの申込み、契約(現在契約中のものを含む。)をお断りすることがあります。ただし、「ダイレクトメールの発送や電話による、金融サービスに関する各種ご提案」について同意しない場合をもって、当該ローンの申込み、契約(現在契約中のものを含む。)をお断りすることはありません。

条項の変更に関する同意

本同意条項の条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲で変更できるものとします。

【お問い合わせ窓口】

株式会社北洋銀行 ローンコンタクトセンター

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西3丁目7番地 TEL0120-608-115

ノースパシフィック株式会社 総務部

〒064-0808 北海道札幌市中央区南8条西8丁目523番地 TEL011-511-3557

東京中央信用保証株式会社 保証業務部

〒104-0033 東京都中央区新川2丁目27番1号 TEL03-5117-9020